

2024 年 6 月 28 日

COMPETITION LAW LEGAL UPDATE(2024/6)

Contents

- I. メルセデス・ベンツ日本株式会社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について
- II. 「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正
- III. 米国 FTC による競業避止義務を禁止する規則について
- IV. 2024 年 3 月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介
- V. 事務所 News

I. メルセデス・ベンツ日本株式会社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

弁護士 中野 雄介 / 弁護士 西向 美由

2024 年 3 月 12 日、消費者庁は、メルセデス・ベンツ日本株式会社(以下「MBJ」という。)に対し、同社が供給する普通自動車及び「AMG ライン」と称するパッケージオプションに係る表示が景品表示法(以下「景表法」という。)5 条 1 項 1 号の優良誤認表示に当たるとして、12 億 3097 万円の課徴金納付命令を出した(令和 6 (2024)年 3 月 12 日付け「メルセデス・ベンツ日本株式会社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について」¹。以下「本件命令」という。)。本件命令は、優良誤認表示による課徴金額として過去最高額であるとともに、課徴金算定の対象期間や景表法 9 条に基づく自主的な報告による減額(以下「報告による減額」という。)に関しても各社におけるコンプライアンス対応において示唆に富む内容であるため、本件命令の紹介を行う。

1. 課徴金対象行為

本件命令の対象行為は、MBJ が販売する小型 SUV モデルの車両 3 種(GLA200d 4MATIC、GLB200d 及び GLB250 4MATIC スポーツ)及びパッケージオプション(GLA200d 4MATIC 及び GLB200d に係る AMG ラインと称するパッケージオプション)について、同社のカタログ、諸元・装備・オプション等に関する冊子並びにこれらを掲

¹ https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_240312_01.pdf

載した自社の Web サイトにおいて、標準装備ではないオプション装備又は有料のパッケージオプションを別途装備しなければ機能しない装備を、あたかも「標準装備」であるかのように表示していた、というものである。対象商品及び問題となった表示内容の概要は以下のとおりである。

番号	商品名	問題となった表示内容
①	GLA200d 4MATIC (普通自動車)	<ul style="list-style-type: none"> ●「ダイレクトステアリング」が標準装備機能であるかのような表示が行われていたが、実際には標準装備ではなかった。 ●サングラスケースが標準装備であるかのような表示が行われていたが、実際には、標準装備ではない車両があった。 ●「自動再発進機能」及び「アクティブステアリングアシスト」が標準装備機能であるかのような表示が行われていたが、実際には、これらの機能は「ナビゲーションパッケージ」を別途装備しなければ機能しないものであった。
②	GLA200d 4MATIC に係る AMG ライン(オプション)	<ul style="list-style-type: none"> ●サスペンションは、「スポーツサスペンション」と称するサスペンションであるかのような表示が行われていたが、実際には、スポーツコンフォートサスペンションであった。
③	GLB200d(普通自動車)	<ul style="list-style-type: none"> ●「ダイレクトステアリング」が標準装備機能であるかのような表示が行われていたが、実際には標準装備ではなかった。 ●「オフロードエンジニアリングパッケージ」が標準装備であるかのような表示が行われていたが、実際には標準装備ではなかった。 ●サングラスケースが標準装備であるかのような表示が行われていたが、実際には、標準装備ではない車両があった。 ●「自動再発進機能」及び「アクティブステアリングアシスト」が標準装備機能であるかのような表示が行われていたが、実際には、これらの機能は「ナビゲーションパッケージ」を別途装備しなければ機能しないものであった。
④	GLB200dに係る AMG ライン(オプション)	<ul style="list-style-type: none"> ●「Mercedes-Benz ロゴ付ブレーキキャリパー」が含まれているかのような表示が行われていたが、実際には、装備されていない車両があった。 ●「ドリルドベンチレーテッドディスク」が含まれているかのような表示が行われていたが、実際には、装備されていない車両があった。 ●スポーツコンフォートサスペンションが含まれているかのような表示が行われていたが、実際には含まれていなかった。
⑤	GLB250 4MATIC スポーツ(普通自動車)	<ul style="list-style-type: none"> ●「Mercedes-Benz ロゴ付ブレーキキャリパー」が標準装備であるかのような表示が行われていたが、実際には装備されていない車両があった。 ●「ドリルドベンチレーテッドディスク」が標準装備であるかのような表示が行われていたが、実際には、装備されていない車両があった。 ●サングラスケースが標準装備であるかのような表示が行われていたが、実際には、標準装備ではない車両があった。

2. 課徴金額

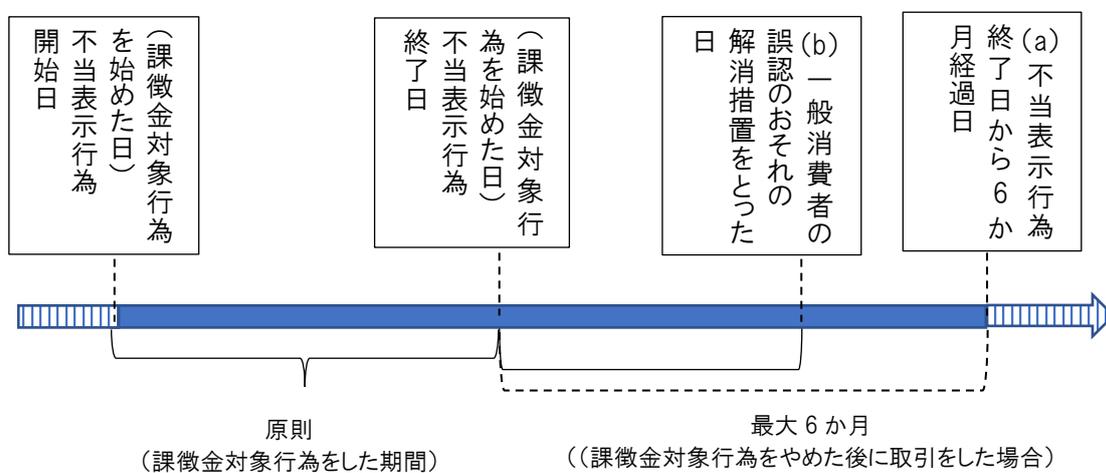
本件命令における課徴金額は、課徴金制度が導入されて以来、過去最高額の 12 億 3097 万円という記録的金額となった。平成 26(2014)年 11 月改正法により導入された不当表示を行った事業者に対する現在の課徴金制度は、平成 28(2016)年 4 月 1 日から施行されているが、本件命令前は、令和 5(2023)年 4 月 11 日付けの空間除菌剤「クレベリン」に関して大幸薬品株式会社に課された課徴金 6 億 0744 万円が最高額であつ

たことから²、本件命令は不当表示による課徴金額の記録を大幅に塗り替えたといえる。

不当表示による課徴金額は、対象期間における対象商品又は役務の売上高の 3%である。本件命令において課徴金額が記録的な金額となった背景には、パッケージオプションのみではなく販売金額が高額の車両本体を対象商品とする不当表示が認定されたことが大きいと考えられる。実際、AMG ラインと称するパッケージオプションに係る課徴金額の合計(上記②及び④)が 1988 万円に留まるのに対し、車両 3 種に係る課徴金額の合計(上記①、③及び⑤)は 12 億 1109 万円に達している。

3. 課徴金対象期間

課徴金算定における対象期間は、課徴金の対象となる不当表示をしていた期間に、不当表示をやめた日から商品・サービスの取引を停止するまでの期間を加味して算定され、当該期間が 3 年を超えるとときは、当該末日から遡って 3 年間とされる(景表法 8 条 2 項)。具体的には、3 年を上限として、以下の(i)又は(ii)の期間となる。



出典: 消費者庁表示対策課 景品表示法に導入される課徴金制度に関する説明会 資料 2「景品表示法への課徴金制度導入について」³(平成 28 年)p23 による図を一部修正

- (i) 原則: 課徴金対象行為をした期間(事業者が不当表示を始めた日からやめた日までの期間)
- (ii) 課徴金対象行為を「やめた日」から①6 か月を経過する日又は、②一般消費者の誤認のおそれの解消措置をとった日のいずれか早い日までの間に、課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引を行った場合: 課徴金対象行為をした期間に、「課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間」を加えた期間

本件命令においては、課徴金対象期間が対象商品によって異なっているが、これは MBJ が課徴金対象行為を終了した後も一定期間、商品の販売行為を継続したことにより、それぞれの商品について最後に取引を行った日が、課徴金算定における対象期間の終期とされたことによるものと考えられる。不当表示行為を終了したとしても、不当表示の効果が即座になくなるものではないため、一般消費者の誤認のおそれの解消措置が行われるまでに行われた取引による売上は課徴金算定の対象となることについて留意が必要である。各商品に関して、課

² https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_230411_01.pdf

なお、有利誤認表示の事案ではあるが、本件命令よりも後の令和 6(2024)年 5 月 28 日付けの中国電力株式会社に対する課徴金納付命令の金額は、本件命令を上回る 16 億 5594 万円であった。

³ https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_181225_0002.pdf

徴金対象行為を行った期間、最後取引を行った日、及び課徴金対象期間については、以下のとおりである。

番号	商品名	課徴金対象行為を行った期間	最後取引をした日	課徴金対象期間
①	GLA200d 4MATIC(普通自動車)	2020年6月25日から 2021年3月5日まで	2021年9月3日	2020年6月25日から 2021年9月3日まで
②	GLA200d 4MATIC に 係る AMG ライン(オプション)	2021年4月5日から 2021年8月31日まで	2022年1月24日	2021年4月5日から 2022年1月24日まで
③	GLB200d(普通自動車)	2020年6月25日から 2021年4月8日まで	2021年5月31日	2020年6月25日から 2021年5月31日まで
④	GLB200dに係る AMG ライン(オプション)	2020年6月25日から 2021年3月2日まで	2021年5月31日	2020年6月25日から 2021年5月31日まで
⑤	GLB250 4MATIC スポーツ(普通自動車)	2020年8月19日から 2021年3月2日まで	2021年7月19日	2020年8月19日から 2021年7月19日まで

4. 報告による減額

不当表示を行った事業者が、課徴金対象行為に該当する事実を消費者庁長官に自主的に報告した場合、課徴金額の50%が減額される(景表法9条)。本件では、MBJが④GLB200dに係る AMG ラインについて当該報告を行ったため、当該商品について課徴金額の50%(712万円)が減額された。

一方、MBJは、①GLA200d 4MATIC に係る不当表示についても報告を行っており、これが認められていれば GLA200d 4MATIC の不当表示に係る課徴金(5億8636万円)の50%(2億9318万円)の減額を受けられた可能性があるが、実際には、当該報告は景表法9条に規定する報告に該当するものではないとして、減額の対象とされなかった。この点、消費者庁の公表資料からは、①GLA200d 4MATIC に関する減額が認められなかった理由は明らかでないが、報告した不当表示の内容が消費者庁によって認定した対象行為と比較して不足していた可能性のほか、報告を行ったタイミングが消費者庁による調査が開始された後であった可能性⁴が考えられる。

なお、本件命令によれば、③GLB200d 及び⑤GLB250 4MATIC スポーツの車両2種並びに②GLA200d 4MATIC に係る AMG ラインについては、そもそも報告自体が行われていないようである。MBJがこれらの商品について報告を行わなかった理由は明らかではないが、報告を行う場合には、報告対象の商品以外にも課徴金対象となる不当表示が行われている商品がないかについて、慎重に調査する必要があると考えられる。

5. 相当の注意

景表法は、課徴金対象行為が行われた場合であっても、違反事業者が、課徴金対象行為をした期間を通じて、自らが行った表示が景表法8条1項1号又は2号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき「相当

⁴ 景表法9条ただし書は、「ただし、その報告が、当該課徴金対象行為についての調査があつたことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものであるときは、この限りでない。」と定めている。

の注意」を行っていたと認められる場合は、課徴金は課さないことを定めている⁵(景表法 8 条 1 項ただし書)。違反事業者が、当該「相当の注意」を行っていたか否かは、当該事業者が課徴金対象行為に係る表示をする際に、当該表示の根拠となる情報を確認するなど、正常な商慣習に照らし必要とされる注意をしていたか否かにより、個別事案ごとに判断される⁶。

本件命令においては、MBJ が表示の裏付けとなる根拠を十分に確認することなく課徴金対象行為を行っていたとして、当該ただし書には該当しない旨が指摘されている。

6. 総括

本件命令は、不当表示による課徴金が対象商品又は役務の売上高に基づいて算定されるため、高額商品について不当表示が行われた場合には、課徴金額が莫大な金額となる可能性があることを如実に示した。さらに、高額商品の総合計価値のうちごくわずかな部分を占めるに過ぎない装備や機能についての優良誤認表示であっても、3%の課徴金算定率が適用され、不当表示による消費者の潜在的な損害額と不釣り合いに大きな金額となる可能性も示すものであり、高額商品についてはその表示内容の正確性を特に慎重に確認する必要があることを示唆している。また、装備や機能の表示の中でも、(オプションとしてではなく)ある商品(本件では各車種)すべてに付帯するものについての表示は、当該装備の金額的価値の大小にかかわらず非常に慎重にレビューすべきことになる。

また、課徴金対象期間は、不当表示を終了した日までとは限らず、商品又は役務の販売がその後も継続された場合には、6 か月後の日又は一般消費者の誤認のおそれの解消措置が行われた日の早い方までの間で最後取引を行った日が終期となる点にも留意が必要である。幅広い商品のラインナップを抱える企業にとって、カタログの隅々まで表示の正確性を担保することは容易ではないと思われるが、仮に実際とは異なる表示が行われていることに気づいた場合には、当該表示を変更するだけでなく、速やかに一般消費者の誤認のおそれの解消措置を行う必要がある。この解消措置については、一般的に、日刊新聞紙への掲載であれば十分であるとされている(景表法施行規則 8 条参照)。さらに進んで、代理店等を通じて販売を行っている場合には、カタログ等を見て代理店に購入を申し込んできた顧客に対する説明を徹底し、説明の記録を残すように依頼することも、コンプライアンス上の追加的方策として、あるいは消費者からの民事上の請求の可能性を防止するための方策として、検討すべき場合もあり得ると思われる。さらに、景表法 9 条に基づく報告を行う場合には、当該報告を契機として他の商品に関する不当表示が摘発されさらに課徴金が課される可能性を考慮し、他にも報告すべき課徴金対象の不当表示がないか、徹底的な調査を行うことが必要であると考えられる。

⁵ 景表法 8 条ただし書は、以下のとおりである。

「ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないことと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示」

⁶ 消費者庁「不当景品類及び不当表示防止法第 8 条(課徴金納付命令の基本的要件)に関する考え方」(平成 28(2016)年 1 月 29 日)第 5 の 1

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160208premiums_3.pdf

なお、同ガイドラインは、令和 5(2023)年の景表法の改正に伴い改正されており、改正後のガイドラインは令和 5(2023)年改正景品表示法の施行(令和 6(2024)年 10 月 1 日)と同時に施行される予定である。施行後のガイドラインについては下記参照。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/guideline/assets/representation_cms216_240418_03.pdf

II. 「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正

弁護士 中野 雄介 / 弁護士 橋本 康

1. はじめに

公正取引委員会(以下「公取委」という。)は、2024年4月1日、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」(以下「運用基準」という。)の改正(案)を公表し、意見募集を開始していたところ⁷、同年5月27日、運用基準の改正成案(以下「本改正」という。)を公表した⁸。本稿では、その経緯と本改正の内容を紹介する。

2. 本改正の経緯

本改正については、単純に下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)のみの観点から改正されたとは考えるべきではない。公取委は、公表に際して、本改正の趣旨について、「令和5年11月29日に公表した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえ、下請法上の買いたたきの解釈・考え方が更に明確になるよう」としている。つまり、本改正は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を始めとした、一連の価格転嫁政策の中で行われたものである。そして、後述するとおり、解釈においてもこのような背景が前提となっている。

3. 本改正の内容

本改正の実質的内容は、運用基準第4の5(1)において、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」の例として、「当該給付に係る主なコスト(労務費、原材料価格、エネルギーコスト等)の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた下請代金の額」を加えるというものである⁹。

この新たに加えられた例示についてみると、まず、主なコストの上昇の例として、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇が挙げられているが、2022年の運用基準改正においても、「買いたたきに該当するおそれがある」例として、「労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。」が第4の5(2)ウとして追加されており、コスト上昇の例示が「労務費、原材料価格、エネルギーコスト等」であることは一貫している。公取委の価格転嫁政策において、コスト上昇の原因となる主な要因は、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇であると想定されており、それが本改正でも維持されているといつてよい。

次に、「例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた下請代金の額」とされている趣旨は、「「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」において「労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料(最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など)に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるも

⁷ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/apr/240401_publiccomment.html

⁸ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/240527_unyou.html

⁹ 本改正の新旧対照表をみると、「従前の給付に係る単価で計算された対価に比し著しく低い下請代金の額」も新たに追加されたようにみえるが、これは従来の運用基準にも記載されていた内容であり、本改正によって新たな例が追加されたことによって、例示が並列され、記載ぶりが変わった結果として追加されたようにみえるに過ぎない。

のとして尊重すること。」としていることを踏まえ、労務費をはじめとする、下請事業者の給付に係るコストが著しく上昇している状況で、その上昇の状況が、経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握できる場合において、据え置かれた下請代金の額を、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に当たる事例として例示したものとされている（「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正（案）に対する意見の概要及びそれに対する考え方¹⁰No.34 の考え方）。つまり、労務費のコストの上昇が、経済の実態が反映されている公表資料などから客観的に把握できる場合においては、それにもかかわらず据え置かれた下請代金は、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」となり得ることを示唆したものとイえる。他方、労務費以外のコスト上昇と据え置かれた下請代金については記載がないところではあるが、それは、労務費以外のコスト上昇原因である原材料の価格上昇等についても同様の趣旨が認められることを否定するものではない。労務費が挙げられているのはあくまでも例示であって、原材料価格やエネルギーコスト等においても、それらのコストが上昇している状況であり、その上昇の状況が、経済の実態が反映されている公表資料から客観的に把握できる場合においては、下請代金を据え置くことは、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に該当すると評価され得るものといえよう¹¹。

なお、公取委は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等において、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請法上の買いたたきになり得る行為として、コスト上昇分の価格転嫁について、「明示的に協議することなく」「取引価格を据え置くこと」を問題視してきた¹²。本改正案の内容からは、その「明示的に協議することなく」という趣旨が消えてしまったような印象を抱かれるかもしれない。しかし、下請法上の買いたたきとは、「下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。」である（下請法 4 条 1 項 5 号）ところ、本改正の追加部分は、あくまでも「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」についての例である。明示的な協議の有無は、当該価格の据え置きが「不当に定める」ものであるかどうかを判断する際に依然として考慮される¹³。したがって、買いたたきと評価されないようにするには、明示的な協議を行うことが重要であるということには変わりはない。

4. おわりに

上述のとおり、本改正は、公取委による一連の価格転嫁政策の一環として行われている。価格転嫁政策に関しては、2024 年 3 月 15 日においても、「個別調査の結果、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された事業者」の実名公表がされている¹⁴など、活発な動きが続いている。本改正も、その流れを促進するものの一つと位置付けることができる。そのため、企業（特に発注者）は、引き続き、一連の価格転嫁に関する公取委の各種施策の内容を研究し、必要に応じて外部の専門家に相談するなど、積極的な対応が望まれる。

また、本改正の実務上のインパクトは、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などにもよ

10 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/240527_seian/240527_unnyou1.pdf

11 なお、原材料価格やエネルギーコスト等についての例示がない理由については、「原材料価格やエネルギーコストについても、「国内企業物価指数」、「石油製品価格調査」といった「経済の実態が反映されていると考えられる公表資料」に該当する資料が存在しますが、これらを一概に規定することは困難である」と定められている（「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正（案）に対する意見の概要及びそれに対する考え方」No.34 への「考え方」）。確かに、原材料やエネルギーは多種多様であるから、指標となるような統一的な公表資料を例示として挙げることは困難であろう。

12 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」第 2 の 1 においても、「発注者としての行動」②～⑥の「留意すべき点」において、繰り返し、「明示的に協議することなく」という表現が使われている。

13 「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正（案）に対する意見の概要及びそれに対する考え方」においても、「コスト上昇分の下請代金の額への反映の必要性について下請事業者と十分に協議しているかについては、「不当に定める」の要件を満たすか否かの判断において検討されるものであり」とされている。（No.22 及び No.26 の「考え方」）

14 <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/mar/240315kakakutenka.html>

るところ、例えば最低賃金について隣県との引上げ競争のような傾向が見られることなどにも留意が必要である。2023年の最低賃金上昇率が5%を超えた県もあったところ、このような傾向が続く限りは、明示的に協議をすることなく取引価格を複数年にわたり据え置くことが公取委に買いたたきと評価されるリスクも増大していき、とりわけ下請事業者のコスト構造において労務費の割合が高いことが親事業者にも知れている場合にはリスクは加速度的に増大する、と考えざるを得ない。

III. 米国 FTC による競業避止義務を禁止する規則について

弁護士 臼杵 善治 / ワシントン D.C. 及びカリフォルニア州弁護士 (外国法事務弁護士未登録) 池田 武義

1. はじめに

米国の連邦取引委員会 (Federal Trade Commission) (以下「FTC」という。) は、2024 年 4 月 24 日、雇用主が労働者に対し、競業避止義務 (Non-compete) を課すことを禁止することによって、労働者の基本的な転職の自由を保護し、イノベーションを促進することで、新規事業の創出を促すことを目的とする新たな規則 (以下「本規則」という。) を発表した¹⁵¹⁶。

労働者に競業避止義務を課して一定期間競合会社への転職等を防ぐことは、これまで一般的に行われていた慣行と考えられるところ、今回発表された FTC の本規則では、雇用主が労働者と競業避止義務条項を含む契約を締結し、競業避止義務を強制することは、不公正な競争方法であり FTC 法第 5 条¹⁷ に違反するとの見解が示された。これにより、従前の一般的な慣行が違法となる可能性が生じ、実務への影響が大きいと考えられるため、FTC の本規則の概要を紹介する。

なお、本規則は 2024 年 5 月 7 日に Federal Register¹⁸ にて公表されており¹⁹、裁判所により差し止め命令、一時停止や延長の判決がなされない限り、120 日後である 2024 年 9 月 4 日に発効する予定である。

2. FTC の問題意識及び本規則のポイント

(1) FTC の問題意識

FTC は、退職者に対して競業避止義務を課すことは、労働者と雇用者の効率的なマッチングを阻害することになり、その結果、労働市場の競争条件に悪影響を及ぼす傾向があるとし、また、競業避止義務は製品・サービス市場の競争条件に悪影響を及ぼし、新規事業の創出やイノベーションを阻害する傾向があるとしている。

FTC によれば、本規則の制定により新規事業の創出が年間 2.7% 増加し、その結果、毎年 8,500 以上の新規事業が追加的に創出されると見込んでいる。また、本規則によりイノベーションが促進され、今後 10 年間で、毎年平均 17,000~29,000 件の特許が増加すると見込んでいる。

(2) 従業員に対する通知義務

本規則に基づき雇用主は、既存の競業避止義務に拘束されている上級管理職以外の労働者に対して、競業避止義務を執行しない旨の通知を行うことが義務付けられる。したがって、雇用主としては、通知義務を遵守するため、本規則が発効する前に、通知を送付しなければならない。

この通知に関し、FTC は、雇用主のために、ウェブサイトでモデル通知を公表している²⁰。このモデル通知には、雇用主は従業員に対していかなる競業避止義務条項も適用しないこと、従業員は (競合関係にある場合であっても) いかなる企業や個人に対しても求職・就職することができること、従業員は (競合関係にある場合であっても)

15 <https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2024/04/ftc-announces-rule-banning-noncompetes>

16 本規則の草案は 2023 年 1 月に公表されている (<https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2023/01/ftc-proposes-rule-ban-noncompete-clauses-which-hurt-workers-harm-competition>)。

17 FTC 法 5 条は、不公正又は欺まんの行為又は慣習を禁止している。

18 米国政府の官報

19 <https://www.federalregister.gov/documents/2024/05/07/2024-09171/non-compete-clause-rule>

20 https://www.ftc.gov/system/files/ftc_gov/documents/English.docx

自ら事業を営むことができること、従業員は雇用後に雇用主と競業することができることなどが記載されている。

(3) 競業禁止義務禁止の対象範囲

本規則では、雇用主が労働者に対し、競業禁止義務(Non-compete)を課すことを禁止することになるところ、大半の労働者に対する既存の競業禁止義務は、本規則の発効日以降、無効となる。

この点、2023年1月に公表されていた本規則の草案に対するコメントを受けて、FTCは、本規則において、競業禁止義務条項の定義を、労働者が米国内での仕事を求めたり受け入れたりすること、または米国内で事業を運営することを妨げる条件に限定した。このような限定により、本規則は競業禁止義務条項が米国外での業務または米国外での事業の開始のみを制限する場合には適用されないことが明らかとなった²¹。

さらに、以下の内容又は対象とする契約について、FTCは、本規則の適用はないとコメントしている²²。

- 労働者の0.75%未満に相当する上級管理職に対する既存の競業禁止義務は引き続き有効である。もっとも、本規則の効力発生後は、上級管理職に対しても新たな競業禁止義務を含む契約の締結を行うことは禁止される。本規則では、上級管理職を年収151,164ドル以上で、政策を決定する役職にある労働者と定義している(すなわち、社長や経営幹部、それと同等の地位を有するものである)。
- 一般的な事業譲渡契約・事業資産譲渡契約における競業禁止義務契約に対しては、適用されない。
- フランチャイジーとフランチャイザー間における競業禁止契約は対象とならない。もっとも、フランチャイジーまたはフランチャイザーがそれぞれ雇用する従業員との関係では、当然に本規則が適用されることになる。
- 本規則は、FTC法に基づくものであるため、FTCの管轄外となる特定の雇用主には適用されない。具体的には、銀行、非営利団体、航空会社などの雇用主に対しては、適用されない。
- 本規則は、雇用契約における従業員に一定の制約をさせること一切を禁止するものではない。例えば、勧誘禁止契約、秘密保持契約、いわゆるガーデンリーブ契約²³、研修返済契約などは本規則上も許容される。FTCは、これらの契約は従業員が離職した後、及び／または雇用契約終了後の行動を制限するものではないため、一般的に競業禁止条項には該当しないと整理している。

(4) 競業禁止義務に関する代替的な手段

従来、企業側としては、退職者に対して競業禁止義務を課すことは、企業秘密を保護する上で不可欠な手段であり、独占禁止法上も正当な条項であるとして、退職合意書等において一般的に規定される内容であった。この点について、FTCは、競業禁止義務を退職合意書に盛り込むことなく、企業秘密を保護する代替的な手段があると主張し、競業禁止義務を禁止する主張を正当化しているようである。

具体的には、FTCは、NDAの締結及び事業上の秘密を保護する知的財産法の一形態としてのTrade secret lawsという代替的な方法により、企業秘密や投資は保護されると主張している。

3. 今後について

FTCによる競業禁止義務に関する本規則について概観したが、この規則は従前の実務を大きく変えるものであり、米国における労働市場に大きなインパクトを与えるものと考えられる。もっとも、米国の商工会議所の代表は、この不要かつ違法な規則を訴訟により阻止するというコメントを公表しており、実際に既に3件の訴訟が提

²¹ <https://www.federalregister.gov/d/2024-09171/p-525>

²² なお、上記各契約は本規則では禁止されていないものの、FTCは、特定の行為が依然として州慣習法及びFTC法第5条を含む連邦及び州の独占禁止法の対象であることに注意を促している。

²³ 在籍期間を延長し、その期間の就労を免除したうえで、給与の支給を行う旨の契約。

起されているようである²⁴。そのため、今後、予定されたとおり、2024年9月4日に本規則が発効するかについては、既に提訴済みの訴訟の動向を含め、最新の動向を注視する必要がある。

そして、本規則が施行された場合、FTCは、行政手続を通じてまたはFTCが米国連邦地方裁判所に本規則に違反した当事者に対する差止命令を求めることにより、本規則を個別の事案に執行していくことになる。また、従業員は不当な競業避止義務契約に対する救済を求めて、米国連邦地方裁判所に民事訴訟を提起することができるようになる。

本規則の動向はまだ不確定であるものの、企業側は、暫定的に、競業避止義務契約の計画や方針を見直し、従業員管理に関する戦略を検討する必要がある状況となっている。その上で、日本企業の米国子会社も当然に本規則の対象になるため、米国に子会社等を有する日本企業は、直ちに対応を検討する必要があると考えられる。また、今後は米国以外の第三国においても競業避止義務について各国競争法に違反するという見解が積極的に採用される可能性もあり、競業避止義務を各種契約に盛り込むか否かについては、専門家にも相談の上、慎重な対応をとる必要があると考えられる。

²⁴ 2024年6月24日現在、既に3件の訴訟が提起されている(参考: Ryan LLC v. FTC No. 3:24-cv-00986 (N.D. Tex.); Chamber of Commerce v. FTC No. 24-cv-00148 (E.D. Tex.); ATS Tree Services LLC v. FTC, No. 24-cv-01743 (E.D. Pa.))。これらの原告が提起した主な論点は、FTCが本規則を制定する権限を持っているか否かである。

IV. 2024年3月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2024年3月以降にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介します。リンク先から閲覧可能なものも多くございますので、ご高覧いただけますと幸いです。

- ◆ 法実務の交差点【知財編】:第3回 知的財産法×独占禁止法—役務委託取引ガイドライン、標準化パテントプールガイドラインと知財実務
2024年5月（著:[清水 亘](#)、[石田 健](#)）有斐閣 Online
詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ アルゴリズムの変更が独占禁止法に違反しないとされた事例 -食ベログ事件控訴審 -東京高判令和6・1・19
2024年5月（著:[中野 雄介](#)）有斐閣 Online
詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 知っておきたい 取引先企業の価格転嫁へのアプローチサポート/1 発注・受注企業の関係性と価格転嫁交渉における留意点
2024年5月（著:[石田 健](#)）経済法令研究会
- ◆ GCR – The Asia-Pacific Antitrust Review 2024(Japan Chapter)
2024年4月（著:[鈴木 剛志](#)、[矢上 浄子](#)）
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Japan: Evolving JFTC cartel regulation continues to target unreasonable restraint of trade
2024年4月（著:[山田 篤](#)）Law Business Research
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 法実務の交差点【知財編】:第2回 知的財産法×独占禁止法—共同研究開発ガイドラインと知財実務
2024年4月（著:[清水 亘](#)、[石田 健](#)）有斐閣 Online
詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Competition Inspections in 25 Jurisdictions – Japan Chapter
2024年3月（著:[中野 雄介](#)、[ムシス バシリ](#)、[石田 健](#)）Concurrences
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Lexology Panoramic – Dominance 2024 (Japan Chapter)
2024年3月（著:[山田 篤](#)、[臼杵 善治](#)）Law Business Research
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。

- ◆ 法実務の交差点【知財編】: 第 1 回 知的財産法 × 独占禁止法—ライセンス契約と知財利用ガイドライン
2024 年 3 月 (著: [清水 亘](#)、[石田 健](#)) 有斐閣 Online
詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

以上

V. 事務所 News

当事務所は、国際的に定評ある評価媒体による最新のランキングにおいて、前年度に引き続き、競争法を含め多数の分野にて最高位(Band 1/Tier 1)にランクインしました。競争法分野の個人部門においても、当事務所の弁護士がランクインしております。

- ◆ The Best Lawyers in Japan™・Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™ (2025 Edition)
[石田 英遠](#)、[江崎 滋恒](#)、[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)、[鈴木 剛志](#)、[臼杵 善治](#)、[矢上 浄子](#)、[西向 美由](#)
詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ The Legal 500 Asia Pacific 2024
分野の評価: Antitrust and Competition (Tier 1)
Leading Individual: [中野 雄介](#)、[ムシス バシリ](#)
詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Who's Who Legal: Thought Leaders – Global Elite – Japan
Competition –Under 45– Partners: [臼杵 善治](#)
詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

【お知らせ】

- ✧ 6月16日付で[池田 武義](#) [ワシントン D.C.及びカリフォルニア州弁護士\(外国法事務弁護士未登録\)](#)が
当事務所スペシャル・カウンセラーとして入所いたしました

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 中野 雄介 (yusuke.nakano@amt-law.com)
 - 弁護士 臼杵 善治 (yoshiharu.usuki@amt-law.com)
 - ワシントン D.C. 及びカリフォルニア州弁護士 (外国法事務弁護士未登録)
 - 池田 武義 (tikeda@amt-law.com)
 - 弁護士 西向 美由 (miyu.nishimukai@amt-law.com)
 - 弁護士 橋本 康 (yasushi.hashimoto@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com